

ふくおか灯のパートナー事業協定書(案)

〇〇株式会社（以下「実施団体」という。）と福岡市（以下「市」という。）は以下のとおり協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、適正な道路照明灯の維持管理活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容について定めることを目的とする。

（対象区域）

第2条 活動の対象区域は次のとおりとする。

- (1) 協定路線 △△線
- (2) 照明灯番号 ◇◇-□□、◇◇-◇□

（活動期間）

第3条 活動期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの3年間とする。
更新手続きについては、実施団体と市で協議のうえ、協定期間終了日までに、再度協定を締結するものとする。

なお、工事その他の理由で合意事項の履行が困難となった場合は、別途協議するものとする。

（役割分担）

第4条 実施団体と市の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、道路照明灯の不点灯や支柱部分の破損など維持管理上支障となる事象を発見した場合は、市に報告するものとする。
- (2) 実施団体は、上記の事象を地域住民等から連絡を受けた場合も、市に連絡するものとする。
- (3) 実施団体は、地域住民等への事業の広報に努めるものとする。
- (4) 実施団体は、維持管理費相当額（以下「パートナー料」）として、道路照明灯1基あたり年間2万円の費用を負担するものとする。
- (5) 市は、道路照明灯の支柱部分に企業等の協力を受けている旨の管理銘板を設置するものとする。
- (6) 市は、福岡市道路下水道局ホームページで活動団体の名称を紹介し、希望があれば、ホームページアドレス等を掲載できるものとする。
- (7) 市は、照明灯の不具合等の報告を受けた場合、維持管理のうえで必要な措置を講じるものとする。

(パートナー料)

第5条 実施団体は、初年度のパートナー料を活動期間開始から1か月以内に納付し、次年度以降については、下図のとおり年度当初から1か月以内に納付するものとする。

※納付期間の末日が金融機関営業日でない場合は翌営業日までに納付すること。



(その他)

第6条 実施団体は、活動中にこの協定の目的以外の行為を行わないものとする。

2. 市は、管理上やむを得ない事情により道路照明灯を除去する等の必要が生じた場合は、その理由を実施団体に示し除去できるものとする。

(疑義の処理)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義並びに第三者との紛争が生じた場合は、実施団体と市は別途協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

実施団体

印

福岡市

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長

高島 宗一郎

印